⑵ Classification of the services to be procured : 41

⑶ Subject matter of the contract : Repair work for Central Machinery Room (i.e. Replacing Boilers at Central Machinery Room) at National University Corporation Toyama University and Hospital

⑷ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M, 21 June 2012

⑸ Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M, 7 August 2012 (tenders submitted by mail : 3 : 00 P.M, 7 August 2012)

⑹ Contact point for tender documentation : Facilities Planning Group, Facilities Planning Division, University of Toyama, 3190 Gofuku Toyama-shi Japan, 〒930―8555 TEL 076―445―6062

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年６月１日

東京地下鉄株式会社

改良建設部長　野焼　計史

◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13

○第16号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東西線南砂町駅始端部工区改良土木工事

⑶　工事場所　東京都江東区南砂三丁目９番地～南砂三丁目10番地

⑷　工事内容　掘削幅18.1m、掘削深13.2m、延長72.540mの開削工法による営業線トンネルの改造工事

⑸　工期　63か月間

⑹　使用する主な資機材　コンクリート　約8,400㎥

⑺　この工事は、入札に当たり施工計画等の技術提案を受け付け、品質確保や安全管理のための施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の試行工事である。

⑻　この工事は、契約締結後に施工方法等についてＶＥ提案を受け付ける契約後ＶＥの実施対象工事である。

⑼　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

⑽　この工事は、日々営業運転を行っている地下鉄構造物を大規模に改良するものであり、工事期間中の列車運行及び旅客の安全確保に十分配慮すること。また、既設構造物に有害な影響を与えないよう、十分に配慮して施工すること。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、５⑶の手続きにより契約責任者による当該工事に係る競争参加資格の確認を受けた者（以下「有資格者」という。）による単体又は有資格者で構成する２者若しくは３者の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

⑴　契約を締結する能力を有しない者でないこと。

⑵　破産者で復権を得ない者でないこと。

⑶　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可その他法令の規定により営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者でないこと。

⑷　次に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後３年を経過していない者でないこと。

ア　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関し不正の行為をしたこと。

イ　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。

ウ　他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。

エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。

オ　監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げたこと。

カ　契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。

キ　正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。

ク　契約に関し、現に履行遅滞となっていること。

ケ　契約の履行成績又はアフターサービスが著しく不良であったこと。

コ　申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽の記載をしたこと。

サ　アからキまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑹　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であること、又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。

⑺　会社が定める取引先資格審査規則により、資格を有すると認められた者であること。なお、競争参加資格を得ようとする者は、５⑴に示す場所に申請すること。

⑻　⑺の同等の資格を有することが確認された者については、建設業法第27条の29第１項の総合評定値通知における、直近の土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。

⑼　平成14年４月以降に元請としての施工実績（公告時点で鉄筋コンクリート構造物の解体が完了したものを含む。）を有すること。なお、単体又は共同企業体の場合の代表者は、単体又は共同企業体の代表者としてのアの施工実績を有すること。共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、単体又は共同企業体の出資比率が15%以上の構成員としてのイの施工実績を有すること。ただし、外国での都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事の実績については、地質条件が軟弱地盤であり、かつ日本国内での都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事における安全対策と同等の対策を必要とした工事と当社が認めたものに限る。

ア　都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事のうち、市街地における地下連続壁工法を用いた開削工法による掘削深が10m以上であり、かつ地下における鉄筋コンクリート構造物の解体量が200㎥以上の工事。

イ　都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事のうち、地下において鉄筋コンクリート構造物の解体を実施した工事。

⑽　次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又は技術士法による建設部門の技術士の資格を有する者であること。

イ　都市鉄道トンネルの築造工事又は都市鉄道営業線トンネルの改造工事のうち、市街地における地下連続壁工法を用いた開削工法による掘削深が10m以上の工事の経験を有する者であること。

ウ　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　技術提案に当たっては、工事全般の施工計画、安全管理計画、施工体制等が不適切でないこと。なお、施工計画書（安全管理計画を含む。）等の作成に当たっては、入札説明書によること。

⑿　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていないこと。

⒀　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社でないこと。

⒁　⒀の「１に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。メトロ開発株式会社

⒂　⒀の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社」とは、次のア又はイに該当する者である。